

岩沼市教育等の振興に関する施策の大綱

【平成 31～34 年度】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に定める岩沼市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、次のように定め、今後、市の各種計画との整合を図りながら、その実現に向け市全体で取り組んでいくものとする。

未来社会を展望し、広い視野と主体性をもち、命あるすべてのものと共に生きる心豊かな人間の形成と、明るく楽しい魅力あるまちづくりをめざし、学校・家庭・地域が一体となって、「たくましさやさしさを培う学校づくりの推進」、「学びと潤いにみちた地域社会の実現」、「かおり高い芸術文化の醸成」、「感動と活力あふれるスポーツの振興」を中心に、市民の生涯にわたる学習の充実に努める。

○たくましさやさしさを培う学校づくりの推進

創造的で特色ある学校づくりを推進し、児童生徒の充実した学校生活の実現を期する。

社会の中で自他を認め、多様性を互いに尊重し合い、新しい時代を力強く生きるための土台となる、思いやりや社会性、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、自らの夢や志を持ち、それに向かい学習に取り組めるよう、「夢をはぐくみ、愛のある教育」の一層の充実に努める。

○学びと潤いにみちた地域社会の実現

市民の誰もがいつでも学ぶことができる環境を整え、生涯にわたる学習や交流の場等の提供に努める。

多様な学習成果の実践や活動への参画を通して、地域コミュニティの活性化につなげていくとともに、学校・家庭・地域の連携を図り、社会全体で子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む環境づくりに努める。

○かおり高い芸術文化の醸成

市民の豊かな情操と潤いのある生活の実現をめざし、かおり高い芸術文化とのふれあいと創造を図るとともに、先人の貴重な遺産である文化財の保護と活用に努める。

○感動と活力あふれるスポーツの振興

市民のスポーツ環境を整備するとともに、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ機会や、交流の場等の提供に努める。